

一般社団法人日本整形外科超音波学会委員会規則

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の委員会の種類、組織及び運営について定める。

第2条(委員会の種類)

この法人には、以下の委員会を設置する。

1. 教育研修委員会
2. 会誌編集委員会
3. 広報・インターネット委員会
4. 学会のあり方委員会
5. 倫理委員会
6. 国際委員会（ISMUS 対応含む）
7. 超音波診断のレベル向上をはかる小委員会
8. 準会員入会審査委員会
9. 社会保険委員会

第3条(委員会の設置)

理事会の議決により、随時、委員会を設置することができる。

新たに設置する委員会の職務、組織及び運営は、設置時に理事会が定める。

第4条(委員の選任)

委員会の委員は委員長と理事長の合意のうえ正会員の中から指名する。

第5条(委員長)

各委員会に委員長を1名置く。

委員長は評議員の中から適任と思われるものを理事長が指名する

第6条(委員会の招集)

委員会は委員長が招集する。

第7条(議決)

委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決定する。

第8条(議事録)

委員会の議事については、書面または電磁的記録で議事録を作成し、委員長が署名または記名押印する。議事録は10年間、主たる事務所に備え置く。

第9条(守秘義務)

委員は正当な理由なく議事および議決の内容を漏らしてはならない。退任後も同様とする。

第10条(報告)

委員会は議事および議決の結果を理事長に報告する。

第11条(規則の変更)

本規則は理事会の決議で変更できる。

附則

本規則は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。